

地域密着型介護サービス事業所の指定更新
についての意見及びその回答について

各委員より以下のとおり意見がありましたので、それについて回答いたします。なお、意見については要約しております。

1 特別養護老人ホーム春の苑の指定更新について
意見なし

2 デイサービス歩の指定更新について

(意見1)

代表者が理学療法士の資格を持っているので、管理者及び機能訓練指導員を兼ねているのではないか。その場合、人員が変わるのではないか。

(回答1)

代表者は、機能訓練指導員専従です。他の職員が管理者兼相談員となっています。

(意見2)

利用者10名、常勤職員4名非常勤職員6名は、建物の広さ、利用者に対し人員が多いのではないか。

(回答2)

実地指導の結果、同一時間帯に配置される職員は4～6人ほどのため、問題はないと考えています。

資料の人員基準の項目では、職員の延べ人数の記載のため、その人数が毎日配置されるものではありません。(資料の記載が分かりづらく、申し訳ありません。)また、常勤者4名となっていますが、そのうち管理者、生活相談員、看護職員は同一の職員です。当該職種、職員の兼務関係は人員基準、勤務時間の実績から問題はありませんでした。

(意見3)

設備基準において、消防設備等点検を平成27年度以降受けていないとのことであるが、法律上、定期的な点検は義務付けられていないのか。

(回答3)

消防法第17条の3の3及び消防庁告示により、消防設備は種類によって6カ月に1回または1年に1回の点検を実施しなければなりません。また、消防法施行規則第31条の6第3項1号により、消防用設備等の点検の結果を1年に1回消防長または消防署長に報告しなければなりません。

令和2年2月13日に実地指導を実施した際、1年に1回の点検報告が定められていることを伝え、消防設備事業者と消防設備点検、報告について連携するように指導しました。

3 多機能ホーム春の苑の指定更新について

(意見1)

宿泊サービスの定員が3名であるが、登録者6名のうち、常時同じ利用者が利用していないか。常時同じ利用者の利用の場合、他の利用者との公平性はあるのか。

(回答1)

実地指導、事業所の指定更新手続きの時点では、登録者はひとりであり、また、その利用者は宿泊のサービスを受けていません。

今後利用者が多くなった場合、ご指摘のとおり状況となることが考えられますが、事業所は、登録者の希望に沿ったサービス提供を実施することになっています。そのため、ひとりの利用者の利用回数が多くなる場合も考えられます。

(意見 2)

通いサービス 6 名、宿泊サービス 3 名の利用定員に対し、介護職員常勤 11 名他常勤者 3 名を含め利用者の介護に直接従事しているとは思われない。

(回答 2)

まず、人員配置基準について説明します。多機能ホーム春の苑には、地域密着型特別養護老人ホーム春の苑が併設されています。その場合、双方の事業所の人員基準を満たしてれば、特例として双方の事業所が、併設されている事業所の職務に従事できるとされています。介護職員については、その特例により併設の地域密着型特別養護老人ホームにも従事しているものです。

資料に記載しました人員基準の項目は、基準上の職員数を記載しましたが、実際の現場では当該事業所の職務、併設事業所の職務に従事していると考えられます。なお、当該事業所のサービス提供には支障がないことを実地指導で確認しております。

(意見 3)

令和元年 12 月 11 日実施の特別養護老人ホーム春の苑の実地指導時に、生活相談員が小規模多機能ホームの管理者、計画作成担当者を兼務していたとして指導があったと記載されているが、多機能ホーム春の苑の人員配置は管理者と介護支援専門員は兼務していないようである。特別養護老人ホーム春の苑の実地指導で指摘され、是正した職員と同一であるかどうかわからない。小規模多機能ホームの現在の管理者は計画作成担当者の兼務をしているのか否か確認したい。

(回答 3)

ご指摘のありました、多機能ホームの管理者は計画作成担当者を兼務しております。資料の人員の項目は、兼務かどうかの記載をしておりませんでした。申し訳ありません。

現在の兼務関係は以下のとおりとなっています。

- 多機能ホームの管理者の兼務：当該事業所の計画作成担当者のみ。

(兼務については、人員基準上問題ありません。)

- 特養の生活相談員：当該職員とは別の職員

(意見 4)

実地指導で指摘のあった、モニタリング記録、居宅介護支援計画書記録が適正にされているか確認をしてください。

(回答 4)

5月22日に、多機能ホーム春の苑の管理者に電話で確認したところ、居宅訪問日時を含めた記録を作成しているとのことでした。今後、感染症の収束状況をみて実地訪問を行った際に、運営推進会議等を活用し、モニタリング、ケアプラン交付の記録を確認してまいります。